第5章　必要量と確保方策

1　教育・保育提供区域の設定

（1）教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、提供体制の確保内容、実施時期を確保方策として示さなければならないとされています。

■子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

■国の区域設定における考え方

・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
・地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

（2）教育・保育提供区域

本市の総面積は20.97k㎡と県内では比較的小さな面積となっているものの、住宅地域、農業地域、工業地域を明確に区分した良好な居住環境を持つ都市としてまちづくりを進めてきました。

交通面では、主要交通である鉄道で5路線7駅が設置され、市内どの地域からも約2kmで駅へ行くことができ、また、京葉道路・東関東自動車道の高速道路、国道14号・国道357号の国道などが整備されており、交通網が発達しています。

本市における主な区域分けは、16小学校区、7中学校区、さらに市民と行政の協働によるまちづくりを推進するにあたり14のコミュニティを編成しています。

このような中で、前計画と同様、市としても適正な需給調整が可能である「中学校区」を本市の教育・保育提供区域とします。

なお、教育・保育提供区域を越えた広域的な提供体制が必要な事業については、市全域を一つの教育・保育提供区域とし、小学校単位で事業を実施している放課後児童健全育成事業については「小学校区」を教育・保育提供区域とします。

■図１　習志野市の教育・保育提供区域（中学校区）

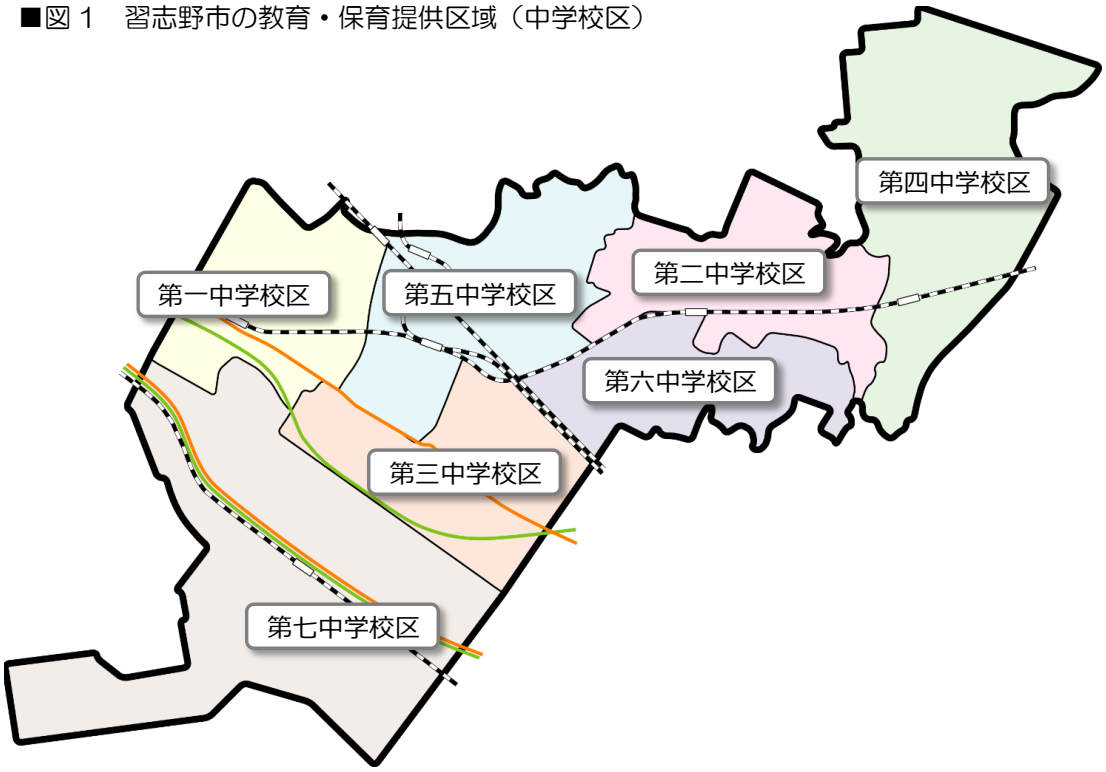

■表１　量の見込みと確保方策を定めるべき事業と教育・保育提供区域について

区分	事業の名称	教育･保育 提供区域の数
教育 ・ 保育	教育（1号）	1区域
	保育（2号･3号）	7区域
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業	7区域
	放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	16区域
	地域子育て支援拠点事業（こどもセンター等）	7区域
	一時預かり事業 （幼稚園型：1号認定･2号認定）	1区域
	一時預かり事業（幼稚園型以外） （ファミリー･サポート･センター事業（就学前児童対象））	7区域
	利用者支援事業	1区域
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	1区域
	乳児家庭全戸訪問事業	1区域
	養育支援訪問事業	1区域
	病児保育事業	1区域
	ファミリー･サポート･センター事業（就学児童対象）	1区域
	妊婦健康診査事業	1区域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域
	多様な事業者の参入促進･能力活用事業	1区域
	産後ケア事業	1区域
	子育て世帯訪問支援事業	1区域
	児童育成支援拠点事業	1区域
	親子関係形成支援事業	1区域
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	7区域

2 教育の必要量と確保方策

（1）教育の必要量と確保方策について

現状
○令和6年度時点では、こども園11施設、市立幼稚園5施設、私立幼稚園2施設が整備されています。

■表２　年度別「必要量」と「確保方策」について　＜単位：人＞

年齢	区分	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
3歳	必要量(A)	418	398	414	411	404
	確保方策(B)	625	625	625	625	625
	需給差(B-A)	207	227	211	214	221
4歳	必要量(A)	485	401	380	401	397
	確保方策(B)	1,098	1,098	1,098	888	888
	需給差(B-A)	613	697	718	487	491
5歳	必要量(A)	554	472	386	366	389
	確保方策(B)	1,098	1,098	1,098	888	888
	需給差(B-A)	544	626	712	522	499
合計	必要量(A)	1,457	1,271	1,180	1,178	1,190
	確保方策(B)	2,821	2,821	2,821	2,401	2,401
	需給差(B-A)	1,364	1,550	1,641	1,223	1,211

確保方策
○現在の整備状況で、必要量を満たす十分な施設が整備されています。
令和7年4月に、市立藤崎幼稚園に保育所機能を加えた藤崎こども園を開園し、4歳児、5歳児の定員を減少します。
令和7年度までを計画期間とする「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画　第3期計画」において、市立幼稚園は、集団教育の観点から、将来的に4歳児、5歳児ともに園児数が10人以下となることが見込まれる場合、市立こども園との統合を検討することとしており、市立大久保東幼稚園は、令和6年度末をもって市立大久保こども園と統合します。また、令和9年度末をもって、市立津田沼幼稚園は市立藤崎こども園と、屋敷幼稚園は市立杉の子こども園と統合します。
今後は、市立こども園において、教育機会の確保、特別支援教育、幼児教育の研究、人材育成などの公立施設が果たすべき役割をしっかりと果たしつつ、1号認定こどもの定員のあり方について検討していきます。
また、私立幼稚園のこども園化などについて柔軟な対応を図ります。

■表３　確保方策の内訳（教育）　　＜単位：人＞

区域	施設名	種別	開設年度	合計	
第一中学校区	谷津幼稚園	市立幼稚園	既設	210	497
	向山こども園	市立こども園	既設	80	
	第一くるみ幼稚園	私立こども園	既設	207	
第二中学校区	大久保東幼稚園	市立幼稚園	既設	210	452
	大久保こども園	市立こども園	既設	80	
	みのりつくしこども園	私立こども園	既設	60	
	習志野みのり幼稚園	私立こども園	既設	312	
	大久保東幼稚園	市立幼稚園	R7こども園統合	▲210	
第三中学校区	袖ケ浦こども園	市立こども園	既設	142	142
第四中学校区	東習志野こども園	市立こども園	既設	140	770
	みもみ幼稚園	私立幼稚園	既設	300	
	ホーリネス幼稚園	私立幼稚園	既設	270	
	ブレーメン実花こども園	私立こども園	既設	60	
第五中学校区	津田沼幼稚園	市立幼稚園	既設	210	350
	藤崎幼稚園	市立幼稚園	既設	140	
	幼保連携型認定こども園青葉幼稚園	私立こども園	既設	270	
	藤崎幼稚園	市立幼稚園	R7こども園移行	▲140	
	藤崎こども園	市立こども園	R7	80	
	津田沼幼稚園	市立幼稚園	R10こども園統合	▲210	
第六中学校区	屋敷幼稚園	市立幼稚園	既設	210	130
	杉の子こども園	市立こども園	既設	130	
	屋敷幼稚園	市立幼稚園	R10こども園統合	▲210	
第七中学校区	新習志野こども園	市立こども園	既設	60	60
計画期間中の確保方策合計					2,401

3　保育の必要量と確保方策

〇保育需要に対する供給施設の区域間調整

- 各教育・保育提供区域における保育需要に対しては、当該区域内の供給施設により対応することが基本となりますが、保護者の通勤経路などの事情により実態としては必ずしも居住している区域内の施設に入所していない状況もあります。
- このような実態などを考慮しながら、供給施設の区域間調整を行うことにより、確保方策の実施に伴い各提供区域において過剰供給となることを抑止します。

■表４　教育・保育提供区域間で調整を行う施設

施設名	所在区域	供給区域1	供給区域2
キッズガーデン津田沼園	第一中学校区	第一中学校区（7/10）	第五中学校区（3/10）
谷津保育所	第一中学校区	第一中学校区（6/10）	第七中学校区（4/10）
大久保みのり保育園	第二中学校区	第二中学校区（7/10）	第六中学校区（3/10）
幼保連携型認定こども園青葉幼稚園	第五中学校区	第三中学校区（2/10）	第五中学校区（8/10）
菊田みのり保育園	第五中学校区	第三中学校区（2/10）	第五中学校区（8/10）
サンライズキッズ保育園津田沼園	第五中学校区	第三中学校区（3/10）	第五中学校区（7/10）
青葉保育園	第五中学校区	第五中学校区（8/10）	第六中学校区（2/10）
谷津南保育所	第七中学校区	第一中学校区（4/10）	第七中学校区（6/10）
新習志野こども園	第七中学校区	第三中学校区（2/10）	第七中学校区（8/10）
かすみ保育園	第七中学校区	第三中学校区（2/10）	第七中学校区（8/10）
リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園	第七中学校区	第三中学校区（2/10）	第七中学校区（8/10）
ロゼッタ保育園	第七中学校区	第三中学校区（3/10）	第七中学校区（7/10）

(1)市全域

現状

○令和6年度時点では、保育所24施設、こども園11施設、小規模保育事業所11施設が整備されています。

○また、認可外保育施設が1施設あります。

■表5 年度別「必要量」と「確保方策」について ＜単位：人＞

認定区分	区分	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
0歳児（3号認定）	必要量(A)	245	246	249	250	253
	確保方策(B)	359	362	362	362	371
	認可外保育施設含む	359	362	362	362	371
	需給差(B-A)	114	116	113	112	118
	認可外保育施設含む	114	116	113	112	118
1歳児（3号認定）	必要量(A)	626	632	625	626	623
	確保方策(B)	629	632	632	632	656
	認可外保育施設含む	629	632	632	632	656
	需給差(B-A)	3	0	7	6	33
	認可外保育施設含む	3	0	7	6	33
2歳児（3号認定）	必要量(A)	710	684	680	677	680
	確保方策(B)	739	744	744	744	768
	認可外保育施設含む	746	751	751	751	775
	需給差(B-A)	29	60	64	67	88
	認可外保育施設含む	36	67	71	74	95
3~5歳児（2号認定）	必要量(A)	2,321	2,310	2,292	2,240	2,217
	確保方策(B)	2,512	2,525	2,525	2,525	2,600
	認可外保育施設含む	2,533	2,546	2,546	2,546	2,621
	需給差(B-A)	191	215	233	285	383
	認可外保育施設含む	212	236	254	306	404
合計	必要量(A)	3,902	3,872	3,846	3,793	3,773
	確保方策(B)	4,239	4,263	4,263	4,263	4,395
	認可外保育施設含む	4,267	4,291	4,291	4,291	4,423
	需給差(B-A)	337	391	417	470	622
	認可外保育施設含む	365	419	445	498	650

確保方策

〇令和7年4月に市立藤崎こども園を開園するとともに、市立藤崎保育所を私立化し、藤崎みつぼし保育園として定員を増加させ開園します。これに加え、既存施設における定員の増加や弾力化による受入れ等により、待機児童は解消されるものと想定しています。

〇鷺沼特定土地区画整理事業の「まちびらき」が令和10年度末に予定されており、当該地区の保育需要が増大することが見込まれています。そのため、計画期間中である令和11年度には、1か所の認可保育所を整備し対応します。それ以降の対応については、将来的な就学前人口の減少を見据え、周辺の既存施設の活用を図りつつ、適切な規模の施設整備を行い対応していきます。

(2) 第一中学校区

現状
○令和6年度時点では保育所10施設、こども園2施設、小規模保育事業所5施設が整備されています。

■表６　年度別「必要量」と「確保方策」について　＜単位：人＞

認定区分	区分	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
0歳児（3号認定）	必要量(A)	59	58	55	54	51
	確保方策(B)	105	105	105	105	105
	需給差(B-A)	46	47	50	51	54
1歳児（3号認定）	必要量(A)	222	174	166	159	152
	確保方策(B)	217	217	217	217	217
	需給差(B-A)	▲5	43	51	58	65
2歳児（3号認定）	必要量(A)	252	241	189	178	172
	確保方策(B)	254	254	254	254	254
	需給差(B-A)	2	13	65	76	82
3~5歳児（2号認定）	必要量(A)	788	778	793	724	646
	確保方策(B)	785	785	785	785	785
	需給差(B-A)	▲3	7	▲8	61	139
合計	必要量(A)	1,321	1,251	1,203	1,115	1,021
	確保方策(B)	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361
	需給差(B-A)	40	110	158	246	340

確保方策
○一部の認定区分で若干の需給差が生じる年度もありますが、定員の弾力化や他の中学校区で補うこと等により、待機児童は発生しないものと想定しています。
○当該中学校区は、JR津田沼駅への通勤経路にあり、他の中学校区からの利用が見込まれることから、需給差が生じる他中学校区の保育需要を受け止めることを想定しています。

■表７　第一中学校区の整備予定（２号・３号認定）　＜単位：人＞

施設名	種別	開設年度	合計
アスクかなでのもり保育園	保育所	既設	80
谷津保育所（6/10）		既設	66
谷津南保育所（4/10）		既設	64
アスクかなでのもり第二保育園		既設	120
キッズガーデン奏の杜園		既設	120
谷津みのり保育園		既設	138
そらまめ保育園 かなでの杜		既設	150
京進のほいくえんHOPPA津田沼ザ・タワー		既設	96
そらまめ保育園 津田沼駅前		既設	140
クニナ奏の杜保育園		既設	70
キッズガーデン津田沼園（7/10）		既設	67
サンライズキッズ保育園奏の杜園	小規模保育事業所	既設	18
杜の子保育園		既設	19
サンライズキッズ保育園谷津園		既設	15
みらいつむぎ谷津保育園		既設	19
ひまわり保育園 Sola		既設	19
向山こども園	こども園	既設	142
第一くるみ幼稚園（幼稚園型認定こども園）		既設	18
合計			1,361

(3) 第二中学校区

現状
○令和6年度時点では、保育所1施設、こども園3施設、小規模保育事業所2施設が整備されています。
○また、認可外保育施設が1施設あります。

■表８ 年度別「必要量」と「確保方策」について ＜単位：人＞

認定区分	区分	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
0歳児（3号認定）	必要量（A）	32	31	33	33	34
	確保方策（B）	42	42	42	42	42
	認可外保育施設含む	42	42	42	42	42
	需給差（B-A）	10	11	9	9	8
	認可外保育施設含む	10	11	9	9	8
1歳児（3号認定）	必要量（A）	71	78	76	77	75
	確保方策（B）	62	62	62	62	62
	認可外保育施設含む	62	62	62	62	62
	需給差（B-A）	▲9	▲16	▲14	▲15	▲13
	認可外保育施設含む	▲9	▲16	▲14	▲15	▲13
2歳児（3号認定）	必要量（A）	77	76	80	80	81
	確保方策（B）	74	74	74	74	74
	認可外保育施設含む	81	81	81	81	81
	需給差（B-A）	▲3	▲2	▲6	▲6	▲7
	認可外保育施設含む	4	5	1	1	0
3～5歳児（2号認定）	必要量（A）	250	259	248	247	249
	確保方策（B）	264	264	264	264	264
	認可外保育施設含む	285	285	285	285	285
	需給差（B-A）	14	5	16	17	15
	認可外保育施設含む	35	26	37	38	36
合計	必要量（A）	430	444	437	437	439
	確保方策（B）	442	442	442	442	442
	認可外保育施設含む	470	470	470	470	470
	需給差（B-A）	12	▲2	5	5	3
	認可外保育施設含む	40	26	33	33	31

確保方策
○1歳児で需給差が生じますが、定員の弾力化や隣接する中学校区で補うことにより待機児童は発生しないものと想定しています。

■表９　第二中学校区の整備予定（２号・３号認定）　＜単位：人＞

施設名	種別	開設年度	合計
大久保みのり保育園（7/10）	保育所	既設	103
ひまわり保育園 2nd	小規模保育事業所	既設	18
ひまわり保育園		既設	18
みのりつくしこども園	こども園	既設	105
大久保こども園		既設	150
習志野みのり幼稚園（幼稚園型認定こども園）		既設	48
計画期間中の確保方策合計			442
やひろ学園	認可外	既設	28
計画期間中の認可外保育施設合計			28
計画期間中の確保方策合計（認可外保育施設など含む）			470

(4) 第三中学校区

現状
〇令和6年度時点では、保育所1施設、こども園1施設が整備されています。

■表 10　年度別「必要量」と「確保方策」について　＜単位：人＞

認定区分	区分	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
0歳児（3号認定）	必要量（A）	21	21	23	23	27
	確保方策（B）	33	34	34	34	43
	需給差（B-A）	12	13	11	11	16
1歳児（3号認定）	必要量（A）	46	53	54	59	64
	確保方策（B）	45	46	46	46	70
	需給差（B-A）	▲1	▲7	▲8	▲13	6
2歳児（3号認定）	必要量（A）	49	56	58	63	70
	確保方策（B）	51	52	52	52	76
	需給差（B-A）	2	▲4	▲6	▲11	6
3～5歳児（2号認定）	必要量（A）	203	200	208	207	239
	確保方策（B）	206	209	209	209	284
	需給差（B-A）	3	9	1	2	45
合計	必要量（A）	319	330	343	352	400
	確保方策（B）	335	341	341	341	473
	需給差（B-A）	16	11	▲2	▲11	73

確保方策

○1歳児と2歳児で需給差が生じますが、定員の弾力化や隣接する中学校区で補うことにより待機児童は発生しないものと想定しています。

○鷺沼特定土地区画整理事業の「まちびらき」が令和 10 年度末に予定されており、当該地区の保育需要が増大することが見込まれています。そのため、計画期間中である令和 11 年度には、1か所の認可保育所を整備し対応します。それ以降の対応については、将来的な就学前人口の減少を見据え、周辺の既存施設の活用を図りつつ、適切な規模の施設整備を行い対応していきます。

■表 11　第三中学校区の整備予定（２・３号認定）　＜単位：人＞

施設名	種別	開設年度	合計
明徳そでにの保育園	保育所	既設	110
菊田みのり保育園（2/10）		既設	34
かすみ保育園（2/10）		既設	18
リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園（2/10）		既設	6
リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園（2/10）		R8.4 定員増	6
民間認可保育所		R11.4	132
サンライズキッズ保育園津田沼園（3/10）	小規模保育事業所	既設	6
ロゼッタ保育園（3/10）		既設	6
袖ケ浦こども園	こども園	既設	125
幼保連携型認定こども園青葉幼稚園（2/10）		既設	24
新習志野こども園（2/10）		既設	6
合計			473

(5) 第四中学校区

現状
○令和6年度時点では、保育所2施設、こども園2施設が整備されています。

■表 12　年度別「必要量」と「確保方策」について　＜単位：人＞

認定区分	区分	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
0歳児（3号認定）	必要量（A）	30	32	31	33	33
	確保方策（B）	42	42	42	42	42
	需給差（B-A）	12	10	11	9	9
1歳児（3号認定）	必要量（A）	72	74	75	75	78
	確保方策（B）	66	66	66	66	66
	需給差（B-A）	▲6	▲8	▲9	▲9	▲12
2歳児（3号認定）	必要量（A）	57	75	78	80	79
	確保方策（B）	78	78	78	78	78
	需給差（B-A）	21	3	0	▲2	▲1
3～5歳児（2号認定）	必要量（A）	260	215	223	222	243
	確保方策（B）	267	267	267	267	267
	需給差（B-A）	7	52	44	45	24
合計	必要量（A）	419	396	407	410	433
	確保方策（B）	453	453	453	453	453
	需給差（B-A）	34	57	46	43	20

確保方策
○主に1歳児で需給差が生じますが、定員の弾力化により待機児童は発生しないものと想定しています。

■表 13　第四中学校区の整備予定（2・3号認定）　＜単位：人＞

施設名	種別	開設年度	合計
若松すずみ保育園	保育所	既設	150
実籾保育園		既設	36
東習志野こども園	こども園	既設	152
ブレーメン実花こども園		既設	115
合計			453

(6) 第五中学校区

現状
○令和6年度時点では、保育所4施設、こども園1施設、小規模保育事業所2施設が整備されています。

■表 14　年度別「必要量」と「確保方策」について　＜単位：人＞

認定区分	区分	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
0歳児（3号認定）	必要量（A）	57	58	60	59	60
	確保方策（B）	71	71	71	71	71
	需給差（B-A）	14	13	11	12	11
1歳児（3号認定）	必要量（A）	115	146	145	148	146
	確保方策（B）	123	123	123	123	123
	需給差（B-A）	8	▲23	▲22	▲25	▲23
2歳児（3号認定）	必要量（A）	148	127	159	159	162
	確保方策（B）	141	141	141	141	141
	需給差（B-A）	▲7	14	▲18	▲18	▲21
3~5歳児（2号認定）	必要量（A）	421	448	432	459	469
	確保方策（B）	510	510	510	510	510
	需給差（B-A）	89	62	78	51	41
合計	必要量（A）	741	779	796	825	837
	確保方策（B）	845	845	845	845	845
	需給差（B-A）	104	66	49	20	8

確保方策
○令和7年4月に市立藤崎こども園を開園するとともに、市立藤崎保育所を私立化し、藤崎みつぼし保育園として定員を増加させ開園します。
○1歳児と2歳児で需給差が生じますが、定員の弾力化や隣接する中学校区で補うことにより、待機児童は発生しないものと想定しています。

■表 15　第五中学校区の整備予定（2号・3号認定）　＜単位：人＞

施設名	種別	開設年度	合計
藤崎保育所	保育所	既設	123
ブレーメン津田沼保育園		既設	149
菊田みのり保育園（8/10）		既設	137
青葉保育園（8/10）		既設	130
キッズガーデン津田沼園（3/10）		既設	27
藤崎保育所		R7.4 私立化	▲123
藤崎みつぼし保育園		R7.4	132
サンライズキッズ保育園津田沼園（7/10）	小規模保育事業所	既設	13
ポピンズナーサリースクール イオンモール津田沼		既設	18
幼保連携型認定こども園青葉幼稚園（8/10）	こども園	既設	97
藤崎こども園		R7.4	142
合計			845

(7) 第六中学校区

現状
○令和6年度時点では、保育所2施設、こども園1施設、小規模保育事業所1施設が整備されています。

■表 16　年度別「必要量」と「確保方策」について　＜単位：人＞

認定区分	区分	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
0歳児（3号認定）	必要量（A）	34	34	34	35	34
	確保方策（B）	38	38	38	38	38
	需給差（B-A）	4	4	4	3	4
1歳児（3号認定）	必要量（A）	69	72	75	74	74
	確保方策（B）	60	60	60	60	60
	需給差（B-A）	▲9	▲12	▲15	▲14	▲14
2歳児（3号認定）	必要量（A）	90	73	77	79	77
	確保方策（B）	72	72	72	72	72
	需給差（B-A）	▲18	▲1	▲5	▲7	▲5
3~5歳児（2号認定）	必要量（A）	276	281	258	252	241
	確保方策（B）	225	225	225	225	225
	需給差（B-A）	▲51	▲56	▲33	▲27	▲16
合計	必要量（A）	469	460	444	440	426
	確保方策（B）	395	395	395	395	395
	需給差（B-A）	▲74	▲65	▲49	▲45	▲31

確保方策
〇徐々に縮まっていくものの、各認定区分において需給差が生じますが、定員の弾力化や他の中学校区で補うこと等により、保育需要を受け止めることが可能なものと想定しています。

■表 17　第六中学校区の整備予定（2号・3号認定）　＜単位：人＞

施設名	種別	開設年度	合計
本大久保第二保育所	保育所	既設	47
COO 本大久保保育園		既設	177
大久保みのり保育園（3/10）		既設	44
青葉保育園（2/10）		既設	32
ひまわり保育園3rd	小規模保育事業所	既設	18
杉の子こども園	こども園	既設	77
合計			395

(8) 第七中学校区

現状
○令和6年度時点では、保育所4施設、こども園1施設、小規模保育事業所1施設が整備されています。

■表 18　年度別「必要量」と「確保方策」について　＜単位：人＞

認定区分	区分	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
0歳児（3号認定）	必要量(A)	12	12	13	13	14
	確保方策(B)	28	30	30	30	30
	需給差(B-A)	16	18	17	17	16
1歳児（3号認定）	必要量(A)	31	35	34	34	34
	確保方策(B)	56	58	58	58	58
	需給差(B-A)	25	23	24	24	24
2歳児（3号認定）	必要量(A)	37	36	39	38	39
	確保方策(B)	69	73	73	73	73
	需給差(B-A)	32	37	34	35	34
3~5歳児（2号認定）	必要量(A)	123	129	130	129	130
	確保方策(B)	255	265	265	265	265
	需給差(B-A)	132	136	135	136	135
合計	必要量(A)	203	212	216	214	217
	確保方策(B)	408	426	426	426	426
	需給差(B-A)	205	214	210	212	209

確保方策
〇令和7年度当初から待機児童は発生しないものと想定しています。
〇当該中学校区は、JR新習志野駅への通勤経路にあり、他の中学校区からの利用が見込まれることから、需給差が生じる他中学校区の保育需要を受け止めることを想定しています。

■表 19　第七中学校区の整備予定（2号・3号認定）　＜単位：人＞

施設名	種別	開設年度	合計
かすみ保育園（8/10）	保育所	既設	72
秋津保育所		既設	137
谷津南保育所（6/10）		既設	96
リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園（8/10）		既設	24
谷津保育所（4/10）		既設	43
リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園（8/10）		R8.4 定員増	18
ロゼッタ保育園（7/10）	小規模保育事業所	既設	12
新習志野こども園（8/10）	こども園	既設	24
合計			426

4 地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策

(1)延長保育事業

○事業内容

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所などにおいて保育を実施する事業です。

○事業実績

すべての保育所・こども園・小規模保育事業所にて、午後6時以降実施しています。

■表20 利用実績 ＜単位：人（実人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
入所者数	2,929	3,183	3,423	3,502	3,613
(標準時間認定者)	(2,691)	(2,877)	(3,092)	(3,165)	(3,257)

各年4月時点

○必要量と確保方策

延長保育事業は、保育を利用するこども（標準時間認定者）はすべて利用する可能性があり、対応できる施設は準備されていることから、必要量は、保育の確保量と同数としました。

また、今後整備する保育所などのすべてで、延長保育事業を実施するため、確保方策は必要量と同数としました。

■表21 必要量と確保方策 ＜単位：人（実人数）＞

区域	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第一中学校区	必要量	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361
	確保方策	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361
	需給差	0	0	0	0	0
第二中学校区	必要量	442	442	442	442	442
	確保方策	442	442	442	442	442
	需給差	0	0	0	0	0
第三中学校区	必要量	335	341	341	341	473
	確保方策	335	341	341	341	473
	需給差	0	0	0	0	0
第四中学校区	必要量	453	453	453	453	453
	確保方策	453	453	453	453	453
	需給差	0	0	0	0	0
第五中学校区	必要量	845	845	845	845	845
	確保方策	845	845	845	845	845
	需給差	0	0	0	0	0
第六中学校区	必要量	395	395	395	395	395
	確保方策	395	395	395	395	395
	需給差	0	0	0	0	0
第七中学校区	必要量	408	426	426	426	426
	確保方策	408	426	426	426	426
	需給差	0	0	0	0	0
全体	必要量	4,239	4,263	4,263	4,263	4,395
	確保方策	4,239	4,263	4,263	4,263	4,395
	需給差	0	0	0	0	0

（2）放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

○事業内容

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童を対象に、家庭、地域などとの連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立などを図り、もって当該児童の健全な育成を図る事業です。

○事業実績

市内の16小学校区38児童会で実施しています。

■表22　登録児童数の推移（各年度５月１日現在）　＜単位：人＞

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1～3年生	1,353	1,320	1,426	1,469	1,495
4～6年生	137	116	172	245	348
全体	1,490	1,436	1,598	1,714	1,843

○必要量と確保方策

小学校ごとに放課後児童会を設置していることから、小学校の余裕教室、隣接幼稚園等を活用して整備してきましたが、必要量の増加が見込まれる小学校があることから、余裕教室の活用、公共施設等を活用し、必要量に対応した放課後児童会を整備します。

■表23　必要量と確保方策　＜単位：人＞

小学校名	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
袖ケ浦西	必要量(A)	46	44	45	46	49
	確保方策(B)	100	100	100	100	100
	需給差(B-A)	54	56	55	54	51
大久保	必要量(A)	162	158	157	155	147
	確保方策(B)	196	196	196	196	196
	需給差(B-A)	34	38	39	41	49
鷺沼	必要量(A)	156	147	160	157	161
	確保方策(B)	236	236	236	236	236
	需給差(B-A)	80	89	76	79	75
谷津	必要量(A)	334	332	324	328	329
	確保方策(B)	365	365	365	365	365
	需給差(B-A)	31	33	41	37	36
大久保東	必要量(A)	79	86	92	88	92
	確保方策(B)	120	120	120	120	120
	需給差(B-A)	41	34	28	32	28

■表 23　必要量と確保方策（続き）　＜単位：人＞

小学校名	区分	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
東習志野	必要量(A)	103	99	88	79	67
	確保方策(B)	150	150	150	150	150
	需給差(B-A)	47	51	62	71	83
実花	必要量(A)	71	69	56	51	41
	確保方策(B)	113	113	113	113	113
	需給差(B-A)	42	44	57	62	72
津田沼	必要量(A)	190	187	190	197	199
	確保方策(B)	190	190	235	235	235
	需給差(B-A)	0	3	45	38	36
向山	必要量(A)	101	117	108	111	114
	確保方策(B)	138	138	138	138	138
	需給差(B-A)	37	21	30	27	24
実籾	必要量(A)	70	75	75	70	73
	確保方策(B)	86	86	86	86	86
	需給差(B-A)	16	11	11	16	13
藤崎	必要量(A)	88	86	87	86	86
	確保方策(B)	102	102	102	102	102
	需給差(B-A)	14	16	15	16	16
屋敷	必要量(A)	149	130	121	105	95
	確保方策(B)	184	184	184	184	184
	需給差(B-A)	35	54	63	79	89
秋津	必要量(A)	56	49	50	46	42
	確保方策(B)	86	86	86	86	86
	需給差(B-A)	30	37	36	40	44
袖ケ浦東	必要量(A)	40	41	41	38	36
	確保方策(B)	70	70	70	70	70
	需給差(B-A)	30	29	29	32	34
香澄	必要量(A)	34	35	36	32	32
	確保方策(B)	65	65	65	65	65
	需給差(B-A)	31	30	29	33	33
谷津南	必要量(A)	254	249	236	213	196
	確保方策(B)	363	363	363	363	363
	需給差(B-A)	109	114	127	150	167
全体	必要量(A)	1,933	1,904	1,866	1,802	1,759
	確保方策(B)	2,564	2,564	2,609	2,609	2,609
	需給差(B-A)	631	660	743	807	850

■表 24　確保方策の内訳　　＜単位：人＞

小学校名	施設名	開設年度	合計	
袖ケ浦西	袖ケ浦西児童会	既設	100	100
大久保	大久保第一・大久保第二・大久保第三・大久保第四児童会	既設	196	196
鷺沼	鷺沼第一・鷺沼第二・鷺沼第三児童会	既設	236	236
谷津	谷津第一・谷津第二・谷津第三・谷津第四・谷津第五・谷津第六児童会	既設	365	365
大久保東	大久保東児童会	既設	98	120
	大久保東第一児童会	令和7年	▲58	
	大久保東第二児童会	令和7年	40	
	大久保東第二児童会（プレイルームの整備）	令和7年	40	
	大久保東第一児童会	令和 10 年	20	
	大久保東第二児童会	令和 10 年	20	
	大久保東第二児童会（プレイルームの廃止）	令和 10 年	▲40	
東習志野	東習志野第一・東習志野第二・東習志野第三児童会	既設	150	150
実花	実花第一・実花第二児童会	既設	113	113
津田沼	つだぬま第一・つだぬま第二・つだぬま第三児童会	既設	190	235
	つだぬま第四児童会	令和9年	45	
向山	向山第一・向山第二児童会	既設	93	138
	向山第一児童会（プレイルームの整備）	令和7年	45	
実籾	実籾児童会	既設	86	86
藤崎	藤崎第一・藤崎第二児童会	既設	102	102
屋敷	屋敷第一・屋敷第二・屋敷第三児童会	既設	184	184
秋津	秋津児童会	既設	86	86
袖ケ浦東	袖ケ浦東児童会	既設	70	70
香澄	香澄児童会	既設	65	65
谷津南	谷津南第一・谷津南第二・谷津南第三・谷津南第四児童会	既設	363	363
計画期間中の確保方策合計				2,609

（3）地域子育て支援拠点事業（こどもセンター等）

○事業内容

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

○事業実績

習志野市こどもセンター（鷺沼）、きらっ子ルーム、こども園こどもセンターで実施しています。

■表 25　利用実績　　＜単位：利用実績…人日（年間延べ人数）、箇所数…箇所＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実績	93,568	36,669	42,819	41,771	71,104
箇所数	7	8	8	8	8

※利用実績は、市立施設における、こども及び保護者の利用実績を掲載しています。

○必要量と確保方策

第五中学校区で若干の需給差が生じますが、隣接する中学校区で補うことにより、必要量に応じた確保を図ります。

■表 26　確保方策の内訳

区域	施設名	開設年度
第一中学校区	きらっ子ルームやつ	既設
	向山こども園こどもセンター	既設
第二中学校区	大久保こども園こどもセンター	既設
	みのりつくしこども園こどもセンター	既設
第三中学校区	袖ケ浦こども園こどもセンター	既設
	習志野市こどもセンター	既設
第四中学校区	東習志野こども園こどもセンター	既設
第五中学校区	藤崎こども園こどもセンター	令和7年
第六中学校区	杉の子こども園こどもセンター	既設
第七中学校区	新習志野こども園こどもセンター	既設

■表 27　必要量と確保方策　　＜単位：確保方策…箇所、その他…人日（年間延べ人数）＞

区域	区分		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第一中学校区	必要量		25,564	22,773	20,011	18,923	18,013
	確保方策		2	2	2	2	2
	【参考】	確保量	36,332	36,332	36,332	36,332	36,332
		需給差	10,768	13,559	16,321	17,409	18,319
第二中学校区	必要量		11,804	11,863	11,979	11,950	11,717
	確保方策		2	2	2	2	2
	【参考】	確保量	31,536	31,536	31,536	31,536	31,536
		需給差	19,732	19,673	19,557	19,586	19,819
第三中学校区	必要量		11,322	11,930	12,196	12,614	13,450
	確保方策		2	2	2	2	2
	【参考】	確保量	40,880	40,880	40,880	40,880	40,880
		需給差	29,558	28,950	28,684	28,266	27,430
第四中学校区	必要量		15,773	16,989	17,136	17,247	17,173
	確保方策		1	1	1	1	1
	【参考】	確保量	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900
		需給差	6,127	4,911	4,764	4,653	4,727
第五中学校区	必要量		20,098	21,089	22,321	22,080	21,750
	確保方策		1	1	1	1	1
	【参考】	確保量	20,148	20,148	20,148	20,148	20,148
		需給差	50	▲941	▲2,173	▲1,932	▲1,602
第六中学校区	必要量		11,482	11,153	11,362	11,273	11,003
	確保方策		1	1	1	1	1
	【参考】	確保量	19,564	19,564	19,564	19,564	19,564
		需給差	8,082	8,411	8,202	8,291	8,561
第七中学校区	必要量		8,147	7,984	8,066	7,929	7,902
	確保方策		1	1	1	1	1
	【参考】	確保量	11,972	11,972	11,972	11,972	11,972
		需給差	3,825	3,988	3,906	4,043	4,070
全体	必要量		104,191	103,781	103,071	102,017	101,008
	確保方策		10	10	10	10	10
	【参考】	確保量	182,332	182,332	182,332	182,332	182,332
		需給差	78,141	78,551	79,261	80,315	81,324

（4－1）一時預かり事業（幼稚園型：1号認定・2号認定）

○事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業のうち、「幼稚園型」に当たる事業です。

○事業実績

預かり保育事業として、すべての市立、私立幼稚園、こども園で実施しています。

■表 28　利用実績　　＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実績	13,320	12,912	15,683	14,905	15,991

※市立幼稚園（市立こども園を含む。）における一時預かり事業の利用実績を掲載しています。

○必要量と確保方策

需要に応じた確保ができると考えております。

■表 29　必要量と確保方策　　＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	34,858	33,041	32,035	31,537	31,435
確保方策	34,858	33,041	32,035	31,537	31,435
需給差	0	0	0	0	0

※市立・私立幼稚園（市立・私立こども園を含む。）における一時預かり事業の必要量と確保方策です。

（4－2）一時預かり事業（幼稚園型以外）

ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童対象（病児・緊急対応強化事業以外））を含む。

○事業内容

【一時預かり事業】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【ファミリー・サポート・センター事業】

乳幼児を子育てしている保護者、援助をするサポーター双方を会員として、乳幼児の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○事業実績

一時預かり事業は、「一時保育事業」として、保育所、こども園などで実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業では、保育所（園）の送迎や短時間の預かりを行う「育児支援事業」やこどもセンター、きらっ子ルームでの一時預かり事業「ファミ・サポる～む」を実施しています。本市のファミリー・サポート・センター事業は、午後10時まで実施しており、いわゆるトワイライトステイ事業の役割も担っています。

■表 30　利用実績　　＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
一時預かり事業	16,169	10,137	7,065	10,674	10,549
ファミリー・サポート・センター事業	2,029	1,488	1,659	1,876	2,049
合計	18,198	11,625	8,724	12,550	12,598

第5章 必要量と確保方策

○必要量と確保方策

令和7年度から藤崎こども園において実施します。令和8年度以降、すべての中学校区で需要に応えることができると考えていますが、実施にあたっては、一時預かり事業の需要の変化等を注視しながら、適切な措置を講じます。

■表31 必要量と確保方策 ＜単位：人日（年間延べ人数）＞

区域	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第一中学校区	必要量	2,073	1,945	1,792	1,675	1,526
	確保方策(A)	5,061	5,061	5,061	5,061	5,061
	確保方策(B)	473	453	423	390	360
	需給差	3,461	3,569	3,692	3,776	3,895
第二中学校区	必要量	1,629	1,600	1,591	1,581	1,564
	確保方策(A)	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640
	確保方策(B)	227	227	229	229	230
	需給差	1,238	1,267	1,278	1,288	1,306
第三中学校区	必要量	2,383	2,465	2,557	2,798	2,792
	確保方策(A)	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
	確保方策(B)	166	175	184	205	206
	需給差	1,083	1,010	927	707	714
第四中学校区	必要量	1,787	1,805	1,850	1,905	1,926
	確保方策(A)	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640
	確保方策(B)	235	242	252	262	269
	需給差	1,088	1,077	1,042	997	983
第五中学校区	必要量	2,231	2,255	2,307	2,326	2,365
	確保方策(A)	4,277	4,277	4,277	4,277	4,277
	確保方策(B)	369	381	395	402	417
	需給差	2,415	2,403	2,365	2,353	2,329
第六中学校区	必要量	1,813	1,735	1,697	1,664	1,657
	確保方策(A)	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112
	確保方策(B)	220	215	213	210	213
	需給差	519	592	628	658	668
第七中学校区	必要量	871	839	812	800	798
	確保方策(A)	683	683	683	683	683
	確保方策(B)	173	170	167	165	168
	需給差	▲15	14	38	48	53
全体	必要量	12,787	12,644	12,606	12,749	12,628
	確保方策(A)	20,713	20,713	20,713	20,713	20,713
	確保方策(B)	1,863	1,863	1,863	1,863	1,863
	需給差	9,789	9,932	9,970	9,827	9,948

※確保方策(A)…確保方策(一時預かり)、確保方策(B)…確保方策(ファミリー・サポート・センター)

■表 32　確保方策（一時保育）の内訳　　＜単位：人日（年間延べ人数）＞

区域	施設名	開設年度	確保数
第一中学校区	谷津保育所	既設	2,640
	向山こども園	既設	2,122
	クニナ奏の杜保育園	既設	299
第二中学校区	大久保こども園	既設	2,640
第三中学校区	袖ケ浦こども園	既設	2,640
	明徳そでにの保育園	既設	660
第四中学校区	東習志野こども園	既設	2,640
第五中学校区	藤崎こども園	令和7年	2,640
	ブレーメン津田沼保育園	既設	1,300
	菊田みのり保育園	既設	337
第六中学校区	杉の子こども園	既設	2,112
第七中学校区	かすみ保育園	既設	388
	ロゼッタ保育園	既設	295

(5)利用者支援事業

○事業内容

【基本型・地域子育て相談機関・特定型(子育て支援コンシェルジュ)】

こどもや保護者などが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な場所において、情報提供、必要に応じた相談・助言などを行い、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

【こども家庭センター型】

母子保健・児童福祉の両機能を持つ一体的組織として連携・協働を深め、子育て家庭に対する相談支援を実施します。虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく相談対応することを目指し、家庭支援事業等の地域資源を活用した支援を実施する事業です。

【妊婦等包括相談支援事業】

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業です。

○事業実績

【基本型・特定型(子育て支援コンシェルジュ)】

市立のこどもセンター・きらっ子ルーム・こども部窓口で、実施しています。

■表33 事業実績 ＜単位：箇所＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
基本型・特定型	8	8	8	8	8
母子保健型	1	1	1	1	1

※「母子保健型」は、令和6年度より「こども家庭センター型」に統合

○必要量と確保方策

【基本型・地域子育て相談機関・特定型（子育て支援コンシェルジュ）】

中学校区毎で1か所以上の設置を図ります。

【こども家庭センター型】

現状において、すべて実施できることから、令和7年度から令和11年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等の体制とします。

【妊婦等包括相談支援事業】

現状実施している伴走型相談支援において実施できていることから、現状の実施体制と同等の体制とします。

■表 34　必要量と確保方策
（基本型・地域子育て相談機関・特定型・こども家庭センター型）　＜単位：箇所＞

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	基本型	7	7	7	7	7
	地域子育て相談機関	7	7	7	7	7
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	9	9	9	9	9
	地域子育て相談機関	9	9	9	9	9
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
需給差	基本型	2	2	2	2	2
	地域子育て相談機関	2	2	2	2	2
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	0	0	0	0	0

■表 35　必要量と確保方策（妊婦等包括相談支援事業）　＜単位：妊娠届出数…人、その他…回＞

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	妊娠届出数	1,073	1,057	1,048	1,038	1,025
	1組当たりの面談回数	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	面談実施合計回数	2,683	2,643	2,620	2,595	2,563
確保方策	妊婦等包括相談支援事業	2,683	2,643	2,620	2,595	2,563

■表 36　確保方策の内訳（基本型・地域子育て相談機関・特定型・こども家庭センター型）

	区域	施設名	開設年度
基本型・ 地域子育て相談機関	第一中学校区	きらっ子ルームやつ	既設
		向山こども園こどもセンター	既設
	第二中学校区	大久保こども園こどもセンター	既設
	第三中学校区	袖ケ浦こども園こどもセンター	既設
		習志野市こどもセンター	既設
	第四中学校区	東習志野こども園こどもセンター	既設
	第五中学校区	藤崎こども園こどもセンター	令和7年
	第六中学校区	杉の子こども園こどもセンター	既設
	第七中学校区	新習志野こども園こどもセンター	既設
特定型		市庁舎 こども部窓口	既設
こども家庭センター型		習志野市こども家庭センター	既設

■表 37　確保方策の内訳（妊婦等包括相談支援事業）

	令和7年度～令和11年度
実施体制	50人
母子保健推進員	30人
新生児訪問指導担当者(助産師)	5人
地区担当職員(保健師)	15人
実施時期	（実施内容）
妊娠届出時	妊婦と面談
妊娠8か月頃	妊娠7か月頃に8か月面談の案内文とアンケートを郵送 希望者には面談を実施
出産後	産後概ね3か月頃までにこんにちは赤ちゃん事業で子の養育者(おもに産婦)と面談

（6）子育て短期支援事業（ショートステイ）

○事業内容

保護者の疾病などの理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設などにおいて、一定期間、宿泊などにより養育を行う事業です。

○事業実績

委託事業により市外の乳児院1施設で実施していましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため長期間受け入れを中止する期間がありました。

また、市内に新たに設置される児童養護施設1施設で、実施していきます。

■表38　利用実績　　＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実績	25	0	0	0	0

○必要量と確保方策

令和5年度までは市外の福祉施設での子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施のみでありましたが、新たに設置される市内の福祉施設での実施により、必要量を確保します。

■表39　必要量と確保方策　　＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	1,165	1,137	1,104	1,070	1,048
確保方策	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
需給差	295	323	356	390	412

■表40　確保方策の内訳　　＜単位：人日（年間延べ人数）＞

施設名	確保数
ほうゆうベビーホーム（市外）	730
実籾パークサイドハウス（市内）	730

(7)乳児家庭全戸訪問事業

○事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

○事業実績

母子保健推進員30人、新生児訪問指導担当者(助産師)5人、地区担当職員(保健師)15人の体制で実施しています。

■表41　年間訪問者数の推移　　＜単位：人（実人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問実績	1,378	1,097	1,092	1,056	1,100

○必要量と確保方策

現状において、すべて実施できていることから、令和7年度から令和11年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等の体制とします。

■表42　必要量　　＜単位：人（実人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	1,073	1,057	1,048	1,038	1,025

■表43　確保方策

		令和7年度～令和11年度
実施体制		50人
	母子保健推進員	30人
	新生児訪問指導担当者(助産師)	5人
	地区担当職員(保健師)	15人
実施機関		習志野市(健康支援課)

(8) 養育支援訪問事業

○事業内容

出産後の養育に関し、出産前から指導・助言などの支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦に対して、その居宅を訪問し、支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

○事業実績

家庭相談員及びケースワーカー、保健師により訪問及び養育指導を実施しています。
支援方法は、関係機関によるアセスメント会議を経て決定しています。

■表 44 年間訪問者数の推移 ＜単位：人（実人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問実績	7	6	9	9	10

○必要量と確保方策

現状において、すべて実施できていることから、令和7年度から令和11年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等以上の体制とします。

■表 45 必要量 ＜単位：人（実人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	10	9	9	9	9

■表 46 確保方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
実施機関	27 人	27 人	27 人	27 人	27 人
児童福祉 地区担当職員（子ども家庭支援員・心理担当支援員・虐待対応専門員）	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
母子保健 地区担当職員（保健師）	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人

(9)病児保育事業

○事業内容

【病児・病後児対応型】

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペース等において、看護師などが一時的に保育などする事業です。

【体調不良児対応型】

保育中に、突発的に体調不良となった児童に対し、降所するまでの間、保育所等にて保健的な対応等を含めた保育を行う事業です。

○事業実績

本市では、「病児・病後児対応型」として、2か所にて委託事業を実施しています。

■表47 利用実績 ＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実績	1,053	38	92	101	266

※令和4年4月から1か所が休室しています。

○必要量と確保方策

【病児・病後児対応型】

必要量に応じた確保を図ります。

【体調不良児対応型】

市内保育所・こども園にて実施し、必要量に応じた確保を図ります。

■表 48　必要量と確保方策　　＜単位：人日（年間延べ人数）＞

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	病児・病後児対応型	819	803	792	786	773
	体調不良児対応型	4,840	4,840	4,840	4,840	4,840
確保方策	病児・病後児対応型	2,064	2,064	2,064	2,064	2,064
	体調不良児対応型	4,840	4,840	4,840	4,840	4,840
需給差	病児・病後児対応型	1,245	1,261	1,272	1,278	1,291
	体調不良児対応型	0	0	0	0	0

■表 49　確保方策の内訳　　＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	施設名	開設年度	確保数
病児・病後児対応型	キッズケアルームなでしこ（千葉県済生会習志野病院）	既設	1,084
	ケアルームつくしんぼ（津田沼中央総合病院）	既設	980
体調不良児対応型	市内保育所・こども園	既設	4,840

（10）ファミリー・サポート・センター事業

（就学児童対象 ※病児・緊急対応強化事業以外）

○事業内容

小学生を子育てしている保護者、援助をするサポーター双方を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○事業実績

ファミリー・サポート・センター事業の会員数は、令和5年度末現在で利用会員2,238人、提供会員361人、両方会員58人となっています。

■表50 利用実績 ＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)
利用実績	796	407	342	633	719

○必要量と確保方策

現状で、保護者の希望どおりに援助が行える体制にあることから、必要量に応じた確保を図ります。

■表51 必要量と確保方策 ＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	403	395	380	363	351
確保方策	581	581	581	581	581
需給差	178	186	201	218	230

（11）妊婦健康診査事業

○事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

○事業実績

県内委託医療機関や助産所などで委託方式により実施しています。

検査項目は、基本的な妊婦健康診査、血液検査、超音波検査、子宮頸がん検診、B 群溶血性レンサ球菌検査（GBS）、クラミジア検査です。

■表 52　事業実績　　＜単位：年回（年間延べ回数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事業実績	16,320	14,563	14,767	14,097	14,134

○必要量と確保方策

現状において、すべて実施できていることから、令和7年度から令和11年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等の体制とします。

■表 53　必要量　　＜単位：年回（年間延べ回数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	14,177	14,180	14,225	14,298	14,388

■表 54　確保方策

	令和7年度～令和11年度
実施場所	県内委託医療機関、助産所など
実施体制	委託方式
検査項目	基本的な妊婦健康診査、血液検査、超音波検査、子宮頸がん検診、 B 群溶血性レンサ球菌検査（GBS）、クラミジア検査
実施時期	妊娠8週～39週頃（計14回）

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

○事業内容

「年収360万円未満相当世帯」及び「第3子以降」に該当するこどもが、私立幼稚園にて、教育の提供を受けた場合において、給食費（副食材料費）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な教育が図られ、すべてのこどもの健やかな成長を支援する事業です。

また、低所得で生計が困難である者のこどもが、認可保育所・こども園・市立幼稚園・小規模保育事業所にて、特定教育・保育などの提供を受けた場合において、日用品、文房具などの購入に要する費用などの一部を補助する事業です。

○事業実績

【給食費（副食材料費）】

すべての私立幼稚園で実施しています。なお、市立幼稚園及び保育所、こども園においては、減免を実施しています。

【日用品・文房具など】

すべての認可保育所・こども園・市立幼稚園で実施しています。

■表 55　事業実績　　＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
給食費	233	351	378	231	259
給食費以外		0	14	9	9

○必要量と確保方策

必要量に応じた確保を図ります。

■表 56　必要量と確保方策　　＜単位：人日（年間延べ人数）＞

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	給食費	313	313	313	313	313
	給食費以外	24	24	24	24	24
確保方策		337	337	337	337	337
需給差		0	0	0	0	0

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

○事業内容

認可外保育施設に通う無償化給付を受けていない満3歳以上の児童の保護者に対し、利用料の一部を給付する事業です。

○事業実績

市内1施設に通う対象児童の保護者に対し給付しています。

■表57　事業実績　　＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事業実績			271	86	24

○必要量と確保方策

必要量に応じた確保を図ります。

■表58　必要量と確保方策　　＜単位：人日（年間延べ人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	132	132	132	132	132
確保方策	132	132	132	132	132
需給差	0	0	0	0	0

（14）産後ケア事業

○事業内容

出産後間もなく、体調や育児に不安のある産婦とお子さんが、心身のケアを受ける事業です。

宿泊してケアを受けるショートステイ型、日帰りで日中にケアを受けるデイサービス型、在宅でケアを受けるアウトリーチ型があります。

○必要量と確保方策

現状実施している産後ケア事業において実施ができていることから、現状の実施体制と同等の体制とします。

今後、産婦の利用希望等、必要がある場合は、委託機関を増やすことを検討します。

■表59　必要量と確保方策　　＜単位：人日（延べ人数）＞

		令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
必要量	ショートステイ型	181	183	187	191	195
	デイサービス型	30	31	31	32	32
	アウトリーチ型	192	195	199	203	207
確保方策	ショートステイ型	181	183	187	191	195
	デイサービス型	30	31	31	32	32
	アウトリーチ型	192	195	199	203	207
需給差	ショートステイ型	0	0	0	0	0
	デイサービス型	0	0	0	0	0
	アウトリーチ型	0	0	0	0	0

■表60　確保方策の内訳

	施設名
ショートステイ・デイサービス型	愛育レディースクリニック
	山口病院
	共立習志野台病院
	前田産婦人科
	ファミール産院つだぬま
	みみずく助産院
デイサービス型	本田助産院
アウトリーチ型	千葉県助産師会

（15）子育て世帯訪問支援事業

○事業内容

家事や育児等に対して不安や負担を抱えた子育て世帯やヤングケアラー等がいる家庭、支援の中で必要とした家庭に対し、育児家庭支援ヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を実施しています。

○必要量と確保方策

現状で必要な世帯への支援が行える体制にあることから、必要量に応じた確保を図ります。

■表 61　必要量と確保方策　　＜単位：人日（延べ人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	236	232	228	225	222
確保方策	236	232	228	225	222
需給差	0	0	0	0	0

■表 62　確保方策の内訳

	令和7年度～令和11年度
実施体制	委託方式

（16）児童育成支援拠点事業

○事業内容

委託事業により、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行い居場所となる場所を提供する事業です。

○必要量と確保方策

令和8年度以降に、必要量に応じた確保を図ります。

■表63　必要量と確保方策　　＜単位：人（実人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	11	11	11	10	10
確保方策	0	11	11	10	10
需給差	11	0	0	0	0

■表64　確保方策の内訳

	令和8年度～令和11年度
実施体制	委託方式

（17）親子関係形成支援事業

○事業内容

子育てに苦しさを感じている保護者に対して講義やグループワーク、ロールプレイ等によりペアレントトレーニングを実施したり、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相談・共有・情報交換できる場を設ける事業です。

○必要量と確保方策

現状において保護者の希望通りに実施できていることから、必要量に応じた確保を図ります。

■表 65　必要量と確保方策　　＜単位：人（実人数）＞

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
必要量	10	10	10	9	9
確保方策	10	10	10	10	10
需給差	0	0	0	1	1

■表 66　確保方策の内訳

	令和7年度～令和11年度
実施体制	委託方式

（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

○事業内容

生後6カ月から3歳未満のこどもについて、保護者の就労要件を問わず時間単位で、保育所等において、保育を実施する事業です。

○必要量と確保方策

令和8年1月から向山こども園において事業を開始します。以降、本給付事業の認可を受けた私立施設の利用と合わせて確保を図っていくとともに、各中学校区に公立こども園を設置していることから、併設するこどもセンターを活用して、地区別の必要量に対応します。

■表67　必要量と確保方策　　＜単位：人＞

区域	区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第一中学校区	必要量	12	11	9	9	9
	確保方策	13	17	26	26	26
	需給差	1	6	17	17	17
第二中学校区	必要量	9	9	9	9	9
	確保方策	0	0	3	3	3
	需給差	▲9	▲9	▲6	▲6	▲6
第三中学校区	必要量	7	9	7	7	7
	確保方策	0	0	8	8	8
	需給差	▲7	▲9	1	1	1
第四中学校区	必要量	10	10	10	10	10
	確保方策	0	0	11	11	13
	需給差	▲10	▲10	1	1	3
第五中学校区	必要量	13	14	15	14	14
	確保方策	0	0	8	8	10
	需給差	▲13	▲14	▲7	▲6	▲4
第六中学校区	必要量	8	8	8	8	8
	確保方策	0	0	3	3	3
	需給差	▲8	▲8	▲5	▲5	▲5
第七中学校区	必要量	8	8	8	8	8
	確保方策	0	3	6	6	6
	需給差	▲8	▲5	▲2	▲2	▲2
全体	必要量	67	67	66	65	65
	確保方策	13	20	65	65	69
	需給差	▲54	▲47	▲1	0	4

■表 68　確保方策の内訳　　＜単位：人＞

区域	施設名	開設年度	確保数
第一中学校区	向山こども園	令和7年	13
	私立施設	令和8年	4
	向山こども園こどもセンター	令和9年	3
	私立施設	令和9年	6
第二中学校区	大久保こども園こどもセンター	令和9年	3
第三中学校区	袖ケ浦こども園こどもセンター	令和9年	3
	私立施設	令和9年	5
第四中学校区	東習志野こども園こどもセンター	令和9年	3
	私立施設	令和9年	8
	東習志野こども園	令和11年	2
第五中学校区	藤崎こども園こどもセンター	令和9年	3
	私立施設	令和9年	5
	藤崎こども園	令和11年	2
第六中学校区	杉の子こども園こどもセンター	令和9年	3
第七中学校区	私立施設	令和8年	3
	新習志野こども園こどもセンター	令和9年	3